

# たかねざわ 農委情報

令和2年1月  
第127号

編集・発行  
高根沢町農業委員会  
高根沢町大字石末2053  
TEL 675-8108



令和元年9月27日 ゆきさいでんぬきほぎ 悠紀斎田拔穂の儀 (大谷)

## 農地等の諸申請

(売買・交換・贈与・貸借・転用等)は

# 毎月10日〆切

(10日が休日の場合は、前開庁日)

### — 主な内容 —

- 新春を迎えて、青色申告のすすめ、農地利用集積について、農地パトロールを実施して……P2-P3
- 人・農地プラン、農地バンク……P4
- 令和2年度県農業施策並びに予算に関する要望…P5
- 農業者年金に加入しました！……P5
- 就農しました！……P6
- 農業用軽油免税証の交付申請のお知らせ……P6
- 農業委員会活動報告……P6

# 新春を迎えて



農業委員会会長  
野中照雄

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様方におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと存じます。

平成から令和へと変わった昨年は、台風15号19号によって、県内も含めた東日本の広範囲が記録的な大雨となったように、自然災害の多い年でした。幸い本町は奇跡的に大きな被害もなく、翌日のテレビで各地の被害の大きさを知らただく然とするばかりでした。2年前の西日本豪雨に続き起った災害です。それらの対策に国を挙げて取り組んでもらいたいものです。

さて、国による米の生産数量目標の配分や直接支払交付金が廃止されて2年目を迎え、米作りを取り巻く環境は大きく変化しました。それに代わって県や町の再生協議会が作付け参考値を示しての作付けとなり、本町では農家の方々のご協力で需給バランスがとれ、概ね昨年に続き米価は安定したように思われます。

農政においては昨年の10月に国会承認された日米貿易協定が本年1月

1日に発効され、既に発効済みのTPP11やEUとの経済連携協定(EPA)と含めれば、農業を含んだ日本経済は、世界の経済の6割を占める自由貿易圏を構築した世界に身を置くことになりました。農産物の大幅な市場開放を受け入れた日本の農業の先行きが気がかりです。政府には日本の食糧及び農業を守るための積極的保護政策を期待するところで

このような状況の中、私たち農業委員会は農地利用の最適化の推進を目指し、一昨年7月より農家の皆様への意向調査アンケートを実施しております。本年5月で原則終了して検証検討会を実施して今後の活動の基礎資料とします。昨年、中間管理事業関連法案の5年目の見直しがされ、農地の最適化のために農業委員会が積極的に関わらねばと、指針が示され、町が推進する「人・農地プラン」に参加して農地の集積・集約へのステップとなるよう、力を入れていきたいと思っております。具体的には、町産業課、JA、土地改良区、担い手農家、及び関係団体との協力で進めることが重要であると考えます。政府は、農地利用の効率化を全農地の中で大規模農家などの担い手が利用する面積の比率を令和4年度までに80%とする目標を掲げています。本町の集積率は現在57%です。目

標に向かつて農家の方々及び関係団体の協力が不可欠です。

新たな年を迎え、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり農業委員会に求められる課題解決に向け邁進する覚悟です。農業委員会に対する更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。皆様方のご多幸とご健勝を心からご祈念し、新春のご挨拶と致します。

## 青色申告のすすめ



農業委員  
平石淳一

第23期農業委員に任命され一年半が過ぎて、日々業務に励んでいるところですが、

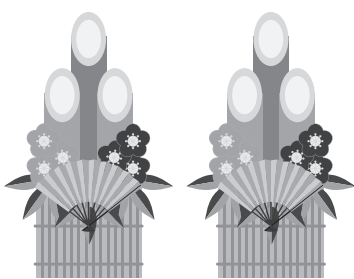
さて、私は40代より青色申告を行っており、経験上の観点から申告の流れについてご説明します。最初に書類の申請ですが、申告を始めようとする年の3月15日までに青色申告承認申請書と合わせて、「専従者給与に関する届出書」と「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署へ提出します。

私は、一ヶ月毎に領収書を金銭出納帳と元帳に記入しております。後の青色申告の際、領収書の記入をた

めてしまうと大変です。青色申告は、何より自分の経営状況が把握でき、税務上でも青色申告特別控除が受けられます。専従者給与が必要経費に計上できますので節税になります。また、農業共済組合での収入保険制度への加入には一年以上の青色申告が必要です。

農業の青色申告については、高根沢町農業青色申告会がありますので、そちらに問い合わせただければと思います。町の農業委員会が事務局です。農業は自然災害などの影響により、ますます厳しい時代を迎えようとしています。自分ができることを探してこの時代を生き抜いていこうではありませんか。その為の一步であるのが「青色申告」です。

なお、昨年の4月、長女がJAグリーンさくらでの研修を修了後就農して、パソコンを使用して青色申告を始めたところです。青色申告に興味のある方は、この機会にぜひ始めてみませんか。



# 農地利用集積について



農地利用最適化  
推進委員  
見目智史

高根沢町の農家人口は、平成27年の農林業センサスで1691人と発表されています。数値だけみると結構多いと思いますが、22年のデータを確認したら驚愕しました。約3

倍の5553人。たった5年で農家人口がこんなにも減っているとは思いませんでした。戸数でみても200戸以上減っています。これだけ農家人口が減っても耕作地の面積に変わりがないと言うことは、1戸あたりの耕作面積が増えたということ、農地の集積が否応なしに行われているのです。農家人口が減った要因の一番に考えられるのは高齢化による離農ですが、それに伴う農地の行先は必然的に労働力に余力がある農家となります。しかし、この借り手農家は、面積が増えることを想定した機械設備の増強や労働力確保の計画はしていないと思います。もし、近い将来における面積増加の想定が可能になれば、借り手農家は経営計画を立てやすく無理のない受け入れができるはずです。

現在、私たち農地利用最適化推進委員は、農家への戸別訪問を行い今

後の農業経営の意向について調査・情報収集しています。このデータを町が本年更新する「人・農地プラン」に組み込むことで、近い将来における農地の動向が推測可能となり、計画的な農地集積に繋がれ経営計画が立てやすくなります。更には、経営体育成支援事業などの国庫補助金事業への参画も受けやすくなるメリットも含まれています。

農地の集積は、決してネガティブな事ではありません。むしろ、将来的に農地や農業を守るといふポジティブな行動です。減少傾向にある農家人口を止めることは難しいですが、対応準備を始めることはすぐにもできます。特に近い将来の高根沢町の農業を担う30代40代の農業者が中心となり、JA協力のもと可能性のある集積計画を開始すべきと考えます。

## 農地パトロールを実施して



農地利用最適化推進委員  
小堀貴己夫

令和元年9月20日、農業委員と農

地利用最適化推進委員が合同で4班に分かれ、それぞれの担当区域内の農地パトロールを実施いたしました。この調査は、農地法に基づいて「遊休農地の実態把握と発生防止、

解消」・「違反転用発生防止、早期発見」等を目的に実施しているものです。今回の調査は、担当区域内（花岡・飯室等）の前年調査での遊休農地や違反転用であったものが解消されているかどうかを重点的に確認するためのものでした。調査結果は、現に耕作などが行われておらず、かつ、今後も維持管理、農作物の栽培が行われる見込みのない農地が2件、違反転用が1件で、前回指導したにもかかわらず状況が改善されな

いままでした。今後は、遊休農地や違反転用に至った要因を精査し、解消に向けた努力をしなければならぬと感じました。また、町全体では、遊休農地が増加傾向にあり、特に、担い手が見つかからない条件の悪い農地が目立ち、今後の大きな課題となりました。農地は一度耕作を止めて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまい、農地の集積を図るときに支障をきたすだけでなく、周辺の病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど農業振興に悪影響を及ぼします。さらに、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられるので適正な管理が必要です。

最後にありますが、高根沢町の農業振興や自然環境を守るために、農地利用最適化推進委員としての役割を果たす努力をしていきたいと思

ますので、皆様のご協力をお願い致します。

# 謹賀新年

◆農業委員(議席順)

- 会長 野中 照雄
- 会長職務代理者 小堀 良三
- 委員 堀井 久雄
- 佐藤美千代
- 木村 進一
- 矢田部 公一
- 佐藤 正一
- 平石 淳一
- 石塚 啓子

◆農地利用最適化推進委員 (区番等順)

- 委員 齋藤 誠治
- 見目 智史
- 齋藤 誠
- 岩原 二朗
- 小堀 秀一
- 齋藤 悦男
- 加藤 薫
- 見目 博幸
- 岩本 右一
- 小林 正光
- 小林 毅
- 小堀貴己夫
- 小林 忠夫
- 野中 悦夫
- 石塚 毅男
- 山本 光洋
- 鈴木 孝明

# これからの農業に向けて集落で話し合いを行います

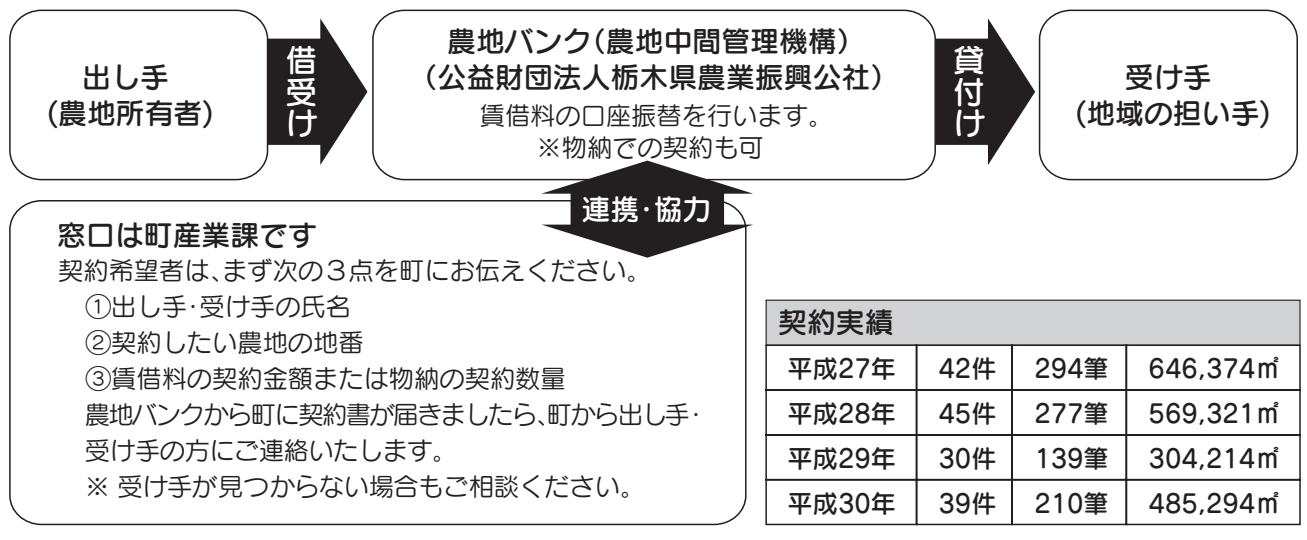
## 「人・農地プラン」の実質化に向けて

これから農業機械・施設の補助や新規就農者に対する支援などを受けるためには、「人・農地プラン」が実質化された集落であることが必要となります。全集落での実質化を目指すため、町は令和3年3月までに集落ごとに次のことを行いますので、ご協力をお願いいたします。

- ①農業委員会の農地利用最適化推進委員による戸別訪問の結果を基に、**地図を作成します。**
- ②**話し合いを開催します。**(集落ごとに開催日などを通知いたしますので、ご参加をお願いいたします)  
地図を基に「近い将来離農する方の農地は誰が耕作するのか」など、課題を話し合いましょう。

# 農地の貸借は農地バンク(農地中間管理機構)へ

## 農地バンクの仕組み



## ★農地バンクの手続きが一部変わります

<令和元年11月1日から>

※一部抜粋

内容	変更前	変更後
期間 権利設定の	出し手が機構に農地を貸付けてから、受け手が機構から借受けるまでに約3か月かかる。 町公告 → 集積計画 (出し手→機構) → 約3か月 → 県公告 → 配分計画 (機構→受け手)	受け手が決まっている場合、町の集積計画のみで権利設定ができる。 町公告 → 集積計画 (出し手→機構→受け手) ※町の公告で終了します。

<令和2年4月1日から>

内容	変更前	変更後
の未 農相 地続	原則、農地バンクへの貸付けはできない。 (遺産分割協議書があれば可)	持分の過半以上の同意があれば貸付けできる。

## ★機構集積協力金の交付単価が変わりました

<出し手に対する支援>

内容	平成30年度	令和元年度～令和3年度
協経 力営 金転 換	機構への貸付面積が 1ha未満 → 5万円/10a 1ha以上2ha未満 → 50万円/1戸 2ha以上 → 70万円/1戸	交付単価: 1万5千円/10a 上 限 額: 50万円/1戸 ※令和4～5年度は、地域で取り組む場合のみ 1万円/10a(上限額25万円/1戸) 令和5年度をもって廃止されます。

上記のほかに、地域全体に対する「地域集積協力金」や農地の集約化を図る担い手に対する「農地整備・集約協力金」もありますので、下記までお問い合わせください。

◆「人・農地プラン」「農地バンク」に関する問合せ先 町産業課 TEL675-8104

# 令和2年度県農業施策並びに予算に関する要望

高根沢町農業委員会は、令和元年10月17日、栃木県に対し以下の事項を要望しました。

## 担い手対策について

農地集積による事業規模拡大を行った担い手農家は、経営の効率化のために農業機械・設備の増強が必要となるが、購入経費、維持に係る経費は大きな負担となっているので、負担軽減となる対策を要望する。

## 農地利用等最適化の推進について

農地を集積する担い手農家であっても、経営実態は家族経営・個人経営で、農地周辺の道水路等の保安全管理が困難となってきたため、規模の小さな農家でも経営が存続できる草刈り、堀ざらいなどの人的支援の仕組みづくりを要望する。

## 農業関係団体の連携について

農業委員会・市町村・農協・土地改良区・県等の連携を図り、課題を共有し、その解決に向けて対策を練り、各団体個々の裁量で処理できることで課題解決を図るべきと考える。そのための連絡協議会等組織及び会議の開催を要望する。

## 人・農地プランの充実について

地域住民主体の話し合いは重要ではあるが、話し合いへの参加者を多く集めることや住民全体のまとまりのある話し合いの実施は難しいため、県が主導して取り込まれるよう要望する。

# 農業者年金に加入しました！

### 農業者年金は

- 国民年金上乘せの公的年金(終身)
- 少子高齢化時代に強い積立方式・確定申告拠出型

\*通常加入(保険料の国庫補助なし)は、加入資格を満たせば加入できます。

#### <ポイント>

- 保険料の額(月額2万円～6万7千円)が自由に決められる。
- 途中脱退・再加入が自由である。

#### <メリット>

- 高い節税効果がある！※自ら支払った保険料は全額社会保険料控除できる。

加入資格	国民年金第1号被保険者※納付免除者除く 年間60日以上農業に従事 20歳以上60歳未満
加入の種類	政策支援加入(保険料の国庫補助あり) 通常加入(保険料の国庫補助なし)

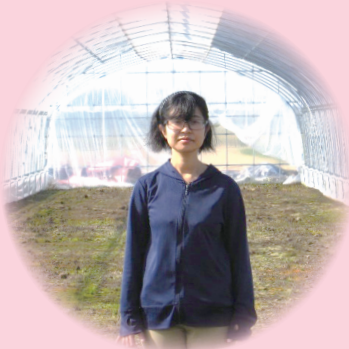
## 加入者の声(黒内康弘さん)

以前から農業者年金のことは知っていましたが、加入のきっかけは、地元の推進委員の勧めでした。保険料の額が自由に決められ、節税効果もあることが魅力に感じました。

農業者年金の内容やご相談は、農業委員会(TEL675-8108)または最寄りのJAへお問合せください。

# 就農しました！

## 平石由貴さん(32)〔文挾〕



営農類型：施設野菜(アスパラガス)+露地野菜

★就農したきっかけは？

昨年4月に就農しました。将来、父親の農地を他人に任せるのなら私がやろうと思いました。

★アスパラガスを栽培しようと思った理由は？

父親からの勧めです。昨年9月にハウスを15aに3棟建て、今年5月に定植する予定です。また、今年中に3棟建てようと思っています。

★将来の目標・意気込みを聞かせてください。

失敗も糧にし、5年後には立派な農家になったと言われるように頑張ります！

## 農業用軽油免税証の交付申請のお知らせ

### □申請受付日程

月 日	受付時間	地 域
1月20日(月)	【午前の部】 9時～11時30分	上高根沢,栗ヶ島,寺渡戸,西高谷,花岡
1月21日(火)	【午後の部】 13時～16時	平田,太田,桑窪,上柏崎,亀梨,中柏崎,下柏崎,飯室,文挾,伏久
1月22日(水)		上阿久津,中阿久津,宝積寺,大谷,石末,宝石台,光陽台

□受付会場 役場 第4会議室(第2庁舎1階西側)

□免税証の交付を受けられる方 (1)農業を営み農業用機械に軽油を使用する方

(2)機械を使う農作業全てを受託し、農業用機械に軽油を使用する方

※免税軽油使用者が税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から2年を経過していない場合などは使用者証および免税証は交付できません。

□問合せ先 矢板県税事務所 課税課 TEL0287-43-2173 町産業課 TEL675-8104

### 農業委員会活動報告

— 9月～12月 —

〔9月〕

◆ 9月18日(水)  
申請地現地調査

◆ 9月20日(金)  
農地パトロール(利用状況調査)

◆ 農業委員会定例総会・全協

〔10月〕

◆ 10月17日(木)  
申請地現地調査

◆ 10月21日(月)  
農業委員会定例総会・全協

◆ 11月6日(水)  
第二回農業委員・推進委員研修会

◆ 11月18日(月)  
申請地現地調査

◆ 11月20日(水)  
農業委員会定例総会・全協

〔12月〕

◆ 12月10日(火)  
とちぎ女性農業委員の会  
総会・研修会

◆ 12月18日(水)  
申請地現地調査

◆ 12月19日(木)  
関東ブロック女性農業委員  
等研修会

◆ 12月20日(金)  
農業委員会定例総会・全協  
推進委員研修会

◆ 12月20日(金)  
農業委員会定例総会・全協  
推進委員研修会

### 編集後記

自然の影響を受けやすい農業にとって、昨年は大変な年でしたが、今年が良い年になる事を願います。また、大嘗祭で使われた『とちぎの星』の作付けが増え、人々に周知されると共に、高根沢産のお米が『おいしい』と笑顔で食べてもらえる事を期待します。

### 農委情報編集委員

- 委員長 佐藤 美千代
- 委員 堀井 久雄
- 委員 堀村 進一
- 委員 木村 良三
- 委員 小堀 照雄
- 委員 野中 誠
- 委員 齋藤 誠
- 委員 小堀 秀一
- 委員 岩本 毅
- 委員 石塚 毅

